

(ご参考) 下請事業者との取引に関する調査 調査票  
(中小企業庁)

## II 下請事業者との取引に関する調査票

この調査は、下請代金法第9条第2項の規定に基づいて報告を求めるものであり、貴社が**親事業者である場合には、報告する義務があります。**

### I 貴社の概要

「回答用紙」に貴社の概要を記載してください。

「全体の下請取引の有無」欄は、**平成29年6月から平成30年5月まで**を調査対象期間とし、**下請代金法の適用を受ける下請取引を行ったかの有無について、本冊子の「回答作成に当たっての留意事項等」の第1 取引の内容**及び**第2 取引当事者の資本金の区分**により確認し、**必ず「✓」をどちらかの□に付してください**。貴社が下請取引を行った場合、「下請取引を行った貴社の事業所数」及び「貴社の下請事業者数」を記載してください。

「※ 事業活動を終了した場合のみ記載してください。」については、貴社が回答作成日現在、「①解散・清算」、「②破産手続開始決定」及び「③廃業・休眠」のいずれかに該当する場合、該当する□に「✓」を付し、その時期を記載してください。また、①～③の事由が、吸収合併の場合、1～4についても記載してください。

貴社が、「**下請取引 無**」に該当した場合、「資本金又は出資金等」を1,000万円以下に訂正した場合及び「※ 事業活動を終了した場合のみ記載」に該当した場合、「**II 下請取引の状況**」への回答は不要です。「**I 貴社の概要**」のみを記載し、提出してください。

### II 下請取引の状況

ここからは、下請代金法の適用を受ける下請取引を行っている貴社の事業所が複数ある場合、事業所ごとに記載してください。本社以外の事業所には調査書類を送付していませんので、調査書類をコピーするか又は中小企業庁のホームページの『経営サポート「取引・官公需支援』に調査票類を掲載していますので御利用下さい。(http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2018/180727ShitaukeSearch.htm)

各事業所において作成した「回答用紙」は、本社回答作成担当者がまとめて提出してください。

#### (I) 貴事業所の概要

複数の事業所で下請取引が行われた場合には、事業所毎に「回答用紙」に**貴事業所の概要を記載**してください。

なお、**整理番号については、「回答用紙」の左上欄の整理番号を記載**してください。

また、整理番号10桁のうち末尾2桁については、**本社を「01」として、その他の事業所は「02」から、記載**してください。(整理番号の詳細な記載方法は、本冊子4ページを参照ください。)

#### (II) 貴事業所における下請事業者との取引内容

貴事業所における下請事業者との取引内容について、「回答用紙」の該当する□に「✓」を付し、主な品目、内容を記載してください。

#### (III) 調査への回答

調査対象期間(**平成29年6月から平成30年5月まで**)に発注した下請取引の状況について、以下の各設問に回答してください。

選択肢の中から回答を選ぶ場合、**該当する数字すべてに○を付してください。**本設問においては、下請代金法を遵守するためのキーワードをゴシック体で表記していますので、貴社の自己チェック用としても御活用ください。

**回答は、同封の「回答用紙」に記載し、提出してください。**

### 設問1 下請事業者に対する発注方法について

|   |  |
|---|--|
| 1-1 貴社は、下請事業者に発注する都度、発注書面を交付しましたか。  | 1 必ず交付した（口頭発注後、直ちに書面を交付した場合も含みます）<br>2 交付しなかった場合がある（発注日の翌日以降に交付した場合を含みます）<br>3 交付しなかった ⇒設問1-3へ   |
| 1-2 取引条件（支払方法、支払条件等）について、基本的事項が一定の場合、それらの事項を記載した書面をあらかじめ交付（又は締結）していますか。<br><br>発注書面とは別に上記書面を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連付けを記載しましたか。 | 1 個々の発注書面とは別に書面を交付したことはない（発注書面に記載している場合も含みます）<br>2 必ず関連づけを記載した<br>3 関連づけを記載しなかった場合がある<br>4 関連づけを記載しなかった  |
| 1-3 下請事業者に対し役務提供委託を行ったことがありますか。<br><br>役務提供委託を行ったことがある場合、下請代金の額（単価表も含みます。）や支払期日（支払制度）等を記載している個々の発注を括する基本契約書等をあらかじめ交付（又は締結）しましたか。  | 1 役務提供委託を行ったことはない<br>2 必ず交付した<br>3 交付しなかった場合がある<br>4 交付しなかった   |
| 1-4 下請事業者に交付した「発注書面」や、1-2の「取引条件の基本的事項を記載した書面」及び1-3の「基本契約書等」には、右記の「下請代金支払等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」に定める必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。        | 1 以下の2から10まですべて記載<br>2 自社及び下請事業者の名称等<br>3 発注年月日<br>4 発注内容<br>5 納期（役務の場合、提供日又は期間）<br>6 納入場所（役務の場合、提供場所）<br>7 検査完了期日（検査期間）※受入検査を行う場合<br>⇒設問3-9 関連の設問あり<br>8 下請代金の額（単価、算定方法）<br>9 支払期日（支払制度）<br>10 支払方法（現金・手形・一括決済方式・電子記録債権の別、手形交付における手形の満期、ファクタリング等の一括決済方式における金融機関名） |
| 1-5 発注時までに下請代金の額が定められず、仮単価で発注したことがありますか。<br><br>仮単価で発注した際、発注書面に、下請代金の額が定められない理由及び下請代金の額を定める予定期日を記載しましたか。                          | 1 仮単価で発注したことはない<br>2 必ず記載した<br>3 記載しなかった場合がある<br>4 記載しなかった   |

## 設問2 下請取引に関する書類等の保存について

|   |   |
|---|---|
| 2 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を保存していますか。 | 1 保存していない<br>2 保存していない場合がある<br>3 書類又は電磁的記録で（2年間未満）保存している<br>4 書類又は電磁的記録で（2年間以上）保存している |
|---|---|

## 設問3 下請代金の支払制度について

|  |   |
|--|---|
| 3-1 下請代金を貴事業所で支払っていますか。  | 1 当事業所で支払っておらず、本社で一括して支払っている<br>2 当事業所で支払っている |
| 3-2 支払は、締切制度を採用していますか。   | 1 採用している<br>2 採用していない<br>3 複数、締切制度を採用している     |
| 3-3 【記載例】を参考にして、下請取引に適用している支払制度を平成30年4月の締切日を基準に記載してください（4月に下請事業者から納入（提供）がない場合には、他の月の締切日を基準に記載してください。）。 |   |

- ① 締切制度を採用していない場合には、「締切日（A）」を「給付を受領した日（A）」又は「役務提供があった日（A）」、「支払日（B）」を「実際に支払った日（B）」と読み替えて記載してください。  
 ② 支払制度が二通り以上ある場合（例：月中締めと月末締めの二通りある、翌月払と翌々月払の二通りあるなど）には、**締切日から支払日までの期間が最も長い支払制度を一つ記載**してください。

### 【記載例】

| 締切日<br>(A) | 支払日<br>(B)   | 注1                                       |                    | 手形等のサイト                                   | 手形満期日又は債権決済日                              | 注2 | 注3 |
|------------|--|--|--------------------|---|---|----|----|
|            |  | 締切日から支払日までの期間<br>(AからBまでの期間)             | （AからBまでの期間）        |   |   |    |    |
| 4月<br>30日  | 現金支払（振込）日 5月20日<br>手形交付日 5月31日<br>一括決済方式 月 日<br>電子記録債権 月 日 | 現金 20日<br>手形 30日<br>一括決済方式 日<br>電子記録債権 日 | —<br>60日<br>日<br>日 | —<br>手形 7月31日<br>一括決済方式 月 日<br>電子記録債権 月 日 | —<br>手形 7月31日<br>一括決済方式 月 日<br>電子記録債権 月 日 |    |    |

注1：「支払日（B）」の「一括決済方式」は、下請事業者が金融機関から借入又は支払を受けることが可能となる日を記載してください。

注2：締切制度の場合（A）から（B）までの期間を計算する際は、1か月を30日として計算してください。 例えば、（A）が2月29日、（B）の手形交付日が3月31日の場合、（A）から（B）までの期間は31日となります。1か月を30日として計算し、「30」と記載してください。

注3：「手形満期日又は債権決済日」は、手形満期日、債権決済日までの期間が複数ある場合、最も遅く到来する手形満期日、債権決済日を記載してください。（土日含む）

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 3-4 どのような基準で下請代金を支払っていますか。 | 1 締切日までに納入（提供）されたものについて納入（提供）日を基準に支払っている<br>2 受入検査に合格したものについて納入（提供）日を基準に支払っている<br>3 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている<br>4 その他（具体的に：）) |
|----------------------------|---|

3-5 貴社の支払制度における支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。  
 支払日より後に下請代金を支払ったことがある場合、その理由は何ですか。

※ 下請代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときには、**順延する期間が2日以内**であって、貴社と下請事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについて**あらかじめ合意・書面化されている場合**には、結果として受領から60日（2か月）を超えて下請代金が支払われても問題ありません。

3-6 下請事業者に対する現金払の割合、手形等（手形、一括決済方式、電子記録債権。以下同じ。）による支払の割合はどのようになっていますか。

- 1 支払日より後に下請代金を支払ったことはない  
 2 あらかじめ書面で合意していた支払日が金融機関の休業日に当たっていたため（順延した期間が3日以上で受領から60日を超えた場合に限る）  
 3 下請事業者から請求書の提出が遅れたため  
 4 自社の事務処理が遅れたため  
 5 自社の受入検査に時間を要したため  
 6 発注元からの支払が遅れたため  
 7 当事者間で合意したため  
 8 その他（具体的に：）)

- 1 全て現金払い  
 2 手形等による支払が10%未満  
 3 手形等による支払が10～30%未満  
 4 手形等による支払が30～50%未満  
 5 手形等による支払が50%以上  
 6 全て手形等による支払い

3-7 下請代金の支払が現金以外の方法の場合、現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案して下請代金の額の協議・決定を行っていますか。

- 1 概ね勘案している（概ね親事業者負担）  
 2 一部勘案している（一部親事業者の負担）  
 3 勘案していない（概ね下請事業者の負担）

3-8 受入検査を行っていますか。  
 受入検査を行っている場合、納入日又は提供された日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。

- 1 受入検査を行っていない  
 2 受入検査を要する最長期間（●●日間）

3-9 月をまたいで分割納品させた場合、どのように支払っていますか。  
 （役務提供委託の場合は除く。）

- 1 分割納品させたことはない  
 2 納品ごとに、貴社の支払制度にもとづいて支払っている。  
 3 全ての納品が終了した段階でまとめて、貴社の支払制度にもとづいて支払っている。  
 4 その他（具体的に：）)

## 設問4 下請代金の額の決定について

4-1 定期的な原価低減要請をしたことがありますか。  
 ある場合、年に何回行いましたか。

- 1 ない ⇒設問4-3へ  
 2 年1回要請した  
 3 年2回以上要請した

4-2 原価低減に関する要請や協議の経緯について、書面による記録を残していますか。

- 1 残している  
 2 残していない

|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
| <p><b>4-3</b> 原価低減要請に伴って次のものに該当するものがありますか。</p>   | <p>1 初日の発注単価と比較して、●%以上低下した品目がある<br/>2 前年度の発注単価と比較して、●%以上低下した品目がある<br/>3 これらに該当する品目はない</p>  | <p><b>4-8</b> 過去に円高や景気の悪化を理由とし、一時的な下請代金の引き下げを要請したことがありますか。<br/>ある場合、円安や景気回復となった際、下請代金の額を見直しましたか。</p>   | <p>1 引き下げたことはない<br/>2 引き下げたが、その後引き上げた<br/>3 引き下げたが、その後引き上げていない</p>  |
| <p><b>4-4</b> 以前から継続して下請事業者に発注していたものについて、下請代金の額を引き下げたことがありますか。<br/>下請代金を引き下げたことがある場合、どのような方法で引き下げましたか。</p> | <p>1 下請代金の額を引き下げたことはない<br/>2 下請事業者と十分に協議を行い引き下げた<br/>3 従来の価格を一律に一定率引き下げた<br/>4 自社の予算単価や目標額を基準に引き下げた<br/>5 自社の取引先の事情を理由として引き下げた<br/>6 相見積（海外メーカーを含む）の結果得られた最低価格を基準に引き下げた<br/>7 財務諸表、原価計算書等を提出させ引き下げた<br/>8 その他（具体的に：）</p>   | <p><b>4-9</b> 以前から継続して下請事業者に発注していたものについて、給付に必要な費用の上昇を理由に、下請事業者から下請代金の額の引上げを求められたことがありますか。<br/>ある場合、どのような理由でしたか。</p>                                      | <p>1 求められたことはなかった。<br/>2 原材料価格の高騰<br/>3 原油価格や燃料費の高騰<br/>4 電気料金の高騰<br/>5 労務費の上昇<br/>6 環境対策費の増加<br/>7 その他（具体的に：）</p>  |
| <p><b>4-5</b> 新規に下請事業者に発注したものがありますか。<br/>新規に下請事業者に発注したものがある場合、どのような方法で下請代金の額を決定しましたか。</p>                  | <p>1 新規に下請事業者に発注したものはない<br/>2 下請事業者と十分に協議を行い決定した<br/>3 下請事業者の給付の内容に対して通常支払われるであろう価格を調査し、その価格から大幅にかい離することのない価格に決定した<br/>4 自社の予算単価や目標額を基準に決定した<br/>5 一部の事業者（海外メーカーを含む）と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として決定した<br/>6 知的財産権を譲渡されることとしたが、当該知的財産権の対価を考慮せずに価格を決定した<br/>7 部品単価の交渉の際、1円以下を切り捨て決定した。<br/>8 その他（具体的に：）</p> | <p><b>5-1</b> 下請事業者に責任（不良品、数量不足、納期遅れ等）がないのに、発注書面に記載した下請代金の額を減じて支払ったり、下請代金と他の債権とを相殺したことがありますか。<br/>下請代金の額を減じて支払ったり、下請代金と他の債権とを相殺したことがある場合、その理由は何でしたか。</p> | <p>1 下請代金の額を減じて支払ったり、下請代金と他の債権とを相殺したことはない<br/>2 弁済期が到来した債権（売掛金、貸貸料等）を回収するため<br/>3 手形払のところを現金で支払ったため<br/>　・手形期間_____日<br/>　・減額率_____%（年率）<br/>　・貴社の短期調達金利_____%（年率）<br/>4 振込手数料を差し引くことを下請事業者と合意したので、実費を超えているが、金融機関の定める振込手数料を差し引いたため<br/>5 下請事業者と合意していないが、金融機関への振込手数料を差し引いたため<br/>6 取決め（販売促進費、カタログ掲載料、協力金、協賛金、歩引き、出精値引き等）に基づき、一定率（額）を差し引いたため<br/>7 下請事業者が消費税の免税事業者であり、消費税率相当額を支払わなかつたため<br/>8 下請代金の額はそのままにして、納入数量を増加させたため<br/>9 単価改定に応じないことを理由に下請代金の額を減じたため<br/>10 単価コストの低減効果がないにもかかわらず、目標金額以上となった場合にリペートとして支払わせたため<br/>11 予算の減少や自社の取引先の都合を理由に差し引いたため<br/>12 下請事業者が得る利益がないのに電子受発注システムの利用料を差し引いたため<br/>13 支払時に1円以上の切り捨てをしたため<br/>14 その他（具体的に：）</p> |
| <p><b>4-6</b> 下請代金の額を決定（調査対象期間よりも前に下請代金の額を決定した場合も含みます。）した後、調査対象期間中に右記のように条件が変化したことがありましたか。</p>             | <p>1 大量の発注をすることを前提として下請代金の額を決定したが、実際には、当初から少量の発注しか行わなかった<br/>2 大量の発注をすることを前提として下請代金の額を決定したが、次第に少量の発注しか行わなくなった（例、発注量の減少、量産終了後の補修品、等）<br/>3 下請代金の額を決定した後、見積り時点の委託内容よりも実際の作業内容や費用が増えた<br/>4 下請代金の額を決定した後、給付に必要な原材料の価格が上昇した<br/>5 下請代金の額を決定した後、予定していた納期を短縮した<br/>6 上記1から5のような変化はなかった⇒<b>設問4-8へ</b></p>       |  |   |
| <p><b>4-7</b> 調査対象期間中に条件が変化した場合、貴社は条件の変化に合わせて下請代金の額の見直しを行いましたか。</p>  | <p>1 見直しをした<br/>2 見直さなかつた<br/>3 その他（具体的に：）</p>   |  |   |